平成２２年（フ）第５１７号
茨城県水戸市酒門町589－４メゾンＳＭＩＬＥ　Ｖ－103号室、住民票上の住所茨城県常陸太田市田渡町64番地
債務者　佐藤　　敦
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１１６号
三重県松阪市矢津町1627番地２
債務者　上假屋幸生
１　決定年月日時　平成22年11月22日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第８７号
京都府南丹市園部町小山西町柿ノ木谷２番地１　クレスト21－303号
債務者　奥村　　明
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神谷　孝司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第６３９号
埼玉県春日部市新宿新田355番地286
債務者　越川　健司
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
山口県萩市大字椿575番地２
債務者　烏田　　力
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　　亨
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
山口地方裁判所萩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２９６９号
札幌市東区本町１条２丁目６番21―106号
債務者　野尻日登美（旧姓小池）
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２５９号
札幌市白石区東札幌５条４丁目４番18―201号
債務者　齋藤　正明
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５０号
北海道江別市萌えぎ野東18番地の15
債務者　菅原亜希子（旧姓宮崎）
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３０号
札幌市手稲区前田１条７丁目１番２号　コーポ広樹102号
債務者　一戸　理沙（旧姓平井）
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４１号
札幌市豊平区平岸４条５丁目２番22号　フォーサイト平岸203号
債務者　佐々木誉祉
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４６号
札幌市南区澄川４条９丁目10番26号
債務者　高橋　　洋
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５９号
札幌市東区東苗穂14条２丁目12番24号
債務者　藤田　真美（旧姓土居）
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６１号
札幌市東区北15条東９丁目１番15号　ハイツフィロス102号
債務者　岡本　光司
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６９号
札幌市中央区南６条西17丁目１番16号　シャトーアド205号
債務者　荒川　直子
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８２号
北海道恵庭市桜町１丁目６番12―202号
債務者　林　真由美（旧姓椎村）
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０１号
札幌市豊平区平岸４条16丁目１番15号　ハイデンス平岸416―102号
債務者　山内　一也
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
北海道紋別郡雄武町字雄武1122番地
債務者　久我　浩子
１　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
旭川地方裁判所紋別支部